

会議室使用に関する注意事項

会議室は、利用許可を受けた団体が使用できるものとします。

利用申請者は、原則、足立区に所在する町会・自治会、商店街組合、足立区 NPO 活動支援センター及び足立区社会福祉協議会へ登録している非営利団体等のうち、次の利用目的に使用することができます。

また、予約は利用予定日より 2 か月前の応答日から 3 営業日前までに各支店に FAX にて申し込んでください。(会議室利用願を FAX する旨、予め連絡してください)

使用可能店舗	TEL	FAX	住所 (足立区)	面積	設備
本木支店 (2 階)	03-3880-2111	03-3852-1931	興野 1-15-13	74 m ²	
旭町支店 (3 階)	03-3888-6641	03-3870-2137	千住旭町 35-19	58 m ²	
南花畑支店 (2 階)	03-3859-1041	03-3859-1045	南花畑 1-1-30	49 m ²	
皿沼支店 (3 階)	03-3857-1511	03-3857-1690	鹿浜 8-31-8	91 m ²	●
中央支店 (2 階)	03-3886-1191	03-3848-4357	梅田 8-2-16	151 m ²	●

※設備 ●—エレベーター設置

※その他設備については各支店にお問い合わせください。

- 1 足立成和信用金庫会議室利用規約第 3 条 (会議室利用目的) に定めた目的で利用してください。
 - (1) 子どもの居場所、学習支援
 - (2) 多世代交流の場 (ふれあいサロン等)
 - (3) 各種会議
 - (4) その他管理者が特に必要と認めた事由・事業
- 2 会議室は、土曜、日曜、祝日のほか運営者の定める休日を除く日の午前 10 時から午後 5 時までの間で利用できます。

※原則、会議室の利用ができない日

 - (1) 土曜日および日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 12 月 25 日から翌年 1 月 6 日まで
 - (4) その他管理者において特に定めた日

※なお、1 団体あたりの利用可能時間の制限は、原則、1 週間に 7 時間までとさせていただきます。
- 3 利用許可書発行後でも、特別な事情により利用をお断りする可能性があります。
- 4 会議室利用にあたって室内の清潔に努め、ごみはお持ち帰りください。
- 5 大声や大きな音を出したり、飛び跳ねたりしないでください。
- 6 会議室内での飲食は、原則禁止とします。
- 7 会議室の利用を終了したときは室内を清掃・整頓し、火気のないことを確認するとともに、照明・空調の電源を切ってください。
- 8 入退館の管理は、利用者が責任をもって行ってください。
- 9 会議室、トイレ以外の個室への立ち入りはできません。
- 10 その他、管理者からの指示等に従ってください。
- 11 反社会的勢力およびこれに準ずる者は利用できません。